



- ①: 新検査対応及びSA設備の追加等は分割申請第1回~第6回の変更、特重設は分割申請第7回の追加としたいが問題ないか。
- ②: 現状のSA申請(分割申請第7回)の取り下げと、SAの再申請(分割申請第1回~第6回)に溶け込ませは同時に行いたい問題ないか。
- ③: 同じ分割申請回の変更について、着手したい工事に合わせて段階的に申請し、認可を受けることで問題ないか。
- ④: 同じ分割申請回の変更について、相互の認可内容に影響がない場合は、期間をラップさせることは可能か。
- ⑤: 複数の分割の変更申請について、相互の認可内容に影響がない場合は、同時期にまとめて申請しても問題ないか。その場合、同時期の認可となるのか、各々個別の認可となるのか。
- ⑥: 主要施設の変更(例では第6回)と特重設の追加(第7回)は、相互の認可内容に影響がない場合は、並行して審査いただくことは可能か。
- ⑦: 大間は「設置の工事」として一括りの認可を受けて工事に着手していることから、今後の変更申請を含め「設置の工事」一括りの認可となるか。
- ⑧: 今後の変更申請を含め「設置の工事」として一括りの認可として扱うとした場合、新炉規法附則第7条(使用前検査はなお従前の例による)を適用し、使用前検査を実施いただく範囲は全ての範囲か。
- ⑨: 大間は現状、保安規定がなく、新炉規法附則第10条の適用を受けないが、保安規定+設工認の認可までの間は、経過措置として従前の溶検を使用前事業者検査と見做し実施していくことで問題ないか。
- ⑩: 大間に限定せず、例えば既認可の工認を2020年4月以降、変更の工認を経て、異なる設計の設備を設置する場合も、工事に着手しているとして、使用前検査の対象となるか。
- ⑪: ⑩の場合(使用前検査を「なお従前の例」により、そのまま継続して受験したい場合)、変更工認に追加する工事の方法や品質管理の方法は、使用前検査の受験を前提とした内容(使用前事業者検査の記載や独立性の記載はしない等)とするなどし、2020年4月以前と同じ体制、品質管理で工事を実施することは問題ないか。